

施策：	17	子育て支援の推進	財務コード	01030201-02-217
基本事業：	05	子どもの人権の尊重	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	子どもの人権に関する相談窓口を知っている市民の割合 子どもの人権を守るための施設入所対応率		担当課	子育て支援課
			担当係	子育て支援担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	昭和47年度 ~		新規・継続	継続	会計区分	一般会計	実施計画		
1. 対象 (誰、何に対して事業を行うのか)			2. 手段 (事務事業の内容、やり方、手順)						
18歳未満の子ども及びその子どもを養育する者			児童や保護者等からの様々な相談に適切に対応できるように、家庭児童相談員を配置するとともに、家庭内や学校等における児童の育児等の悩みや問題点の相談に当たる。 虐待等については、要保護児童対策地域協議会として、関係各課、関係機関等と連携をとりながら問題の解決に当たるとともに、虐待防止の啓発を行う。 【根拠法令】児童福祉法 【補助金】児童虐待・DV対策等総合支援事業費(国1/2 市1/2)						
3. 意図 (この事業によって対象をどのような状態にしたいのか)									
児童の健全育成を図る。(次世代を担う子どもたちを、保護者が安心して育てられる環境をつくる)									
4. 成果 (簡易評価は未記入)									
成果指標名称		単位	03年度 実績	04年度 実績	05年度 当初	06年度 要求	07年度 計画	08年度 計画	目標
新規相談件数(年間)		件	391	364	200	200			150
のべ相談件数(年間)		件	5,108	7,146	7,000	7,000			2,800
5. コスト									
事業費		計	千円	8,626	15,158	16,951	31,627		
		国	千円	4,144	7,990	7,990	14,373		
		県	千円	0	0	0	1,595		
		地方債	千円	0	0	0	0		
		その他	千円	0	0	0	0		
一般	千円	4,482	7,168	8,961	15,659				
正職員人工数		人工	1	1	1.2				
正職員人件費		千円	7,921	7,728	9,378				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	16,547	22,886	26,329	31,627			
6. 成果状況及びコメント (簡易評価は未記入)									
あがっている	<現状>新規相談件数は微減、延べ相談件数(連携含む)が増加している。 <原因>家庭環境や就労形態の変化などにより問題内容の多様化や親の養育環境の変化、ネグレクト家庭の増加、DV(面談DV含む)通告等で、相談件数が増加してきている。受理会議、教育委員会連携会議、母子児童連携会議を開催することにより、より緊密な連携が図れるようになり、その分、連携数が増加したものの、また、相談員が5名体制になり、きめ細やかな情報連携を実施できていることも件数増加に繋がっている。 <その他>相談に対して関係機関と緊密な連携を図り、問題の解決や支援に取り組んでいる。								
どちらかといえばあがっている									
あがっていない(停滞・低下)									
7. 評価及びコメント (簡易評価は未記入)									
対象動向	維持	類似事業	なし	相談件数の増加、相談内容の複雑化及び要保護児童対策における家庭児童相談室の役割の増加が今後も進んでいくと思われる。 相談件数は、R3年度よりも40%近く増加しているため、改正児童福祉法に併せて支援体制の充実を検討していく。 家庭児童相談室で扱う内容が深刻、かつ、複雑になってきており、長期化していることにより、相談員の負担が大きくなっている。					
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	影響度は中	業務推進課題	あり						
成果向上余地	中程度								
8. 改善改革案 (簡易評価は必要な場合のみ記入)									
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用(維持/事業終了の場合は記入する必要なし)			改善方向性		維持 見直し 廃止 事業終了				
R6年4月から「こども家庭センター」の立ち上げが努力義務とされている。子ども家庭総合支援センターと子育て世代包括支援センターを統合することによりセンター長や統括支援員等の配置が必要になり、支援体制の変更が必要になる。									
事業開始背景及び現在の環境変化(市民・議会等の要望)			備考・特記事項 or 進行管理欄						
昭和39年4月22日厚生省事務次官通達)福祉事務所への設置義務 昭和47年の市制施行により福祉事務所の設置とともに設置 児童福祉法の改正に伴い、「子ども家庭総合支援拠点」の設置(機能の拡充)し、R4.4月~相談員を5名体制とした。			昨今の児童虐待件数の増加に伴い、児童虐待対応の体制強化のため、児童福祉法等の改正が平成28年6月交付され、児童虐待の発生防止、迅速・的確な対応等の対策強化が図られた。						